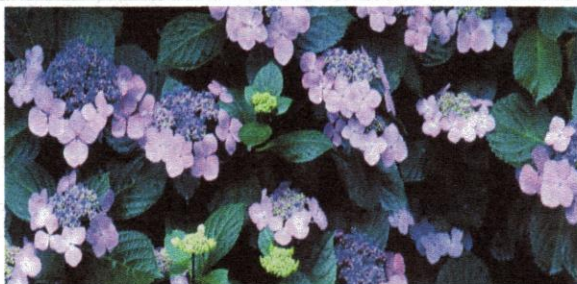


# 関島社会保険労務士事務所便り

2016年  
6月号

墨田葛飾地区中小企業者組合  
社会保険労務士・行政書士  
関島 康郎  
〒125 - 0041  
東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12  
電話：03 - 3609 - 7668  
HP：<http://www.srseki.info>



## 来年1月より65歳以上も雇用保険被保険者に

### ◆雇用保険の適用対象の拡大

雇用保険法等の一部を改正する法律が3月29日に成立しました。

現在は、満65歳以降に新たに職業に就いた人については、雇用保険の被保険者となることができません。しかし、65歳以降も就業を希望する高齢者が激増しているところから、平成29年1月1日以降新たに採用する者については雇用保険の適用対象とし、「高齢被保険者」という種別が誕生します。

このことにより、来年1月1日以降、満65歳以上の人で、週20時間以上かつ31日以上雇用の見込みがある人を雇い入れる場合は、雇用保険の被保険者資格取得届の提出が必要になります。

また、来年1月1日時点ですでに65歳以上で雇用された人は、雇用保険の被保険者になっていませんが、雇用保険加入手続きが必要になるものと見られます。この場合、後述する雇用保険料の免除は、平成32年3月31日迄続きますので、当面は、新たに被保険者になっても免除期間中は現状の給与計算と労働保険年度更新に影響はありません。

### ◆保険料免除制度の廃止

現在、毎年4月1日時点で満64歳以上の者については、「高齢労働者」として雇用保険料が免除されています(労保徴収法11条の2)。

しかし、この免除制度が、平成32年4月1日より廃止され、64歳以上についても新たに保険料が徴収されることとなります。この免除制度の廃止は大きな影響が出るため4年後となったものです。

### ◆平成32年度以降 雇用保険料分の増加

今までは労働保険の年度更新時に、高齢労働者である雇用保険の被保険者分は保険料を支払っていませんでした。しかし、平成32年度の概算保険料については、満64歳以上の被保険者の分も含めて概算保険料の申告が必要になり、高齢者を雇っている事業主については労働保険料が増加します。

### ◆65歳以上の人への失業等給付

65歳以上の高齢被保険者が失業した場合は、高齢求職者給付金が支給されることとなります。そのため、離職票を交付する必要があります。

高齢求職者給付金は、一般の受給資格者と異なり、離職日以前1年間のうち、被保険者期間(賃金支払基礎日数11日以上ある月)が6か月あれば、受給資格をえることができます。

#### 高齢求職者給付金(一時金)

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
給付金の額	30日分	50日分

# 遺族厚生年金の仕組み①

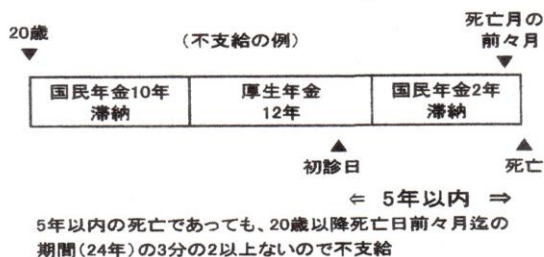
## ◆遺族厚生年金が支給される時

- ①厚生年金加入中の死亡（在職中の死亡）
  - ②病気退職後の死亡（初診日在職中にあり、初診日から5年以内にその傷病が原因）
  - ③障害厚生年金受給者の死亡（1級・2級に該当する場合）
  - ④老齢年金、通算老齢年金、老齢厚生年金を受給中の人の死亡
  - ⑤老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている人の死亡
- （注 ④・⑤は原則25年以上かけている人の死亡）

## ◆保険料の滞納期間が長いと不支給

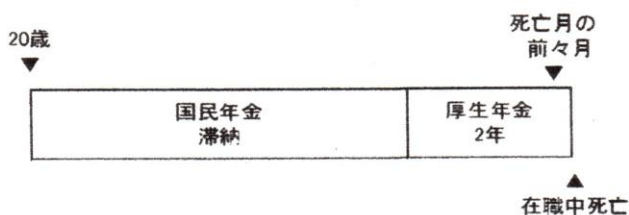
（上記①・②の場合）

保険料納付済期間が原則として、死亡月の前々月までの全期間の3分の2以上あることが必要です。



## ◆死亡前の1年間、保険料を納めていれば

保険料納付済期間が全期間の3分の2以上なくても、死亡月の前々月までの1年、保険料を納めていれば支給されます。この1年には保険料免除期間でもよいのです。但し、65歳以降の死亡には適用されません。



死亡月の前々月まで1年間保険料納付済期間があるので支給

## 遺族厚生年金の受給順位

第1順位	配偶者・子	①子、孫は18歳未満 (身障者は20歳未満)
第2順位	父母	②夫、父母、祖父母は55歳以上 支給は60歳から
第3順位	孫	
第4順位	祖父母	③配偶者は内縁でもよい

- ①妻に支給される遺族厚生年金は、夫死亡の翌月から終身支給されますが、「子のいない30歳未満の妻」は5年間の限度支給です。
- ②遺族厚生年金の受給者が、再婚や死亡すると失効し、次順位者に権利が移ることはありません。

## ◆妻の年収が850万円以上あると不支給

- ①夫が亡くなったとき、妻の年収が850万円以上あり、それがおおむね5年続くとみとめられると、遺族厚生年金は支給されません。
- ②妻の年収850万円とは、所得金額が6,555,000円です。年収が850万円以上あっても、所得が6,555,000円未満なら遺族厚生年金は支給されます。
- ③妻とは、夫が死亡時に妻であればよいです。結婚した直後に夫が死亡しても、翌月から遺族厚生年金は支給されます。

## ◆60歳前の夫に遺族年金が支給される時

遺族厚生年金の支給要件を満たしている妻が死亡したとき、夫は55歳以上なら遺族厚生年金の受給資格はありますが、60歳になるまでは支給停止です。

但し、妻が死亡したとき夫が55歳以上で18歳未満の子がいるときは、支給停止が解除され、夫に遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給されます。

# 残業の代わりに代休付与は認められるか

Q. 三六協定の時間外労働のカウントについて、残業させた代わりに代休を与えれば、残業時間を時間外労働の時間からマイナスすることができますか？

先日、ある部署の社員の1ヵ月の時間外労働の時間が三六協定の限度時間を超えていることがわかりました。

そのため、今後は、三六協定の限度時間を超えて残業をさせることがないよう、所属長に注意をしたところ、「前の会社では、8時間残業したら、その分代休をとらせて、三六協定の限度時間を超えないようにマイナスしていた。何でこの会社ではそうしないのか。」と言われました。

当社の代休制度は、休日出勤をさせた場合に、代わりにの休日を与えるもので、この社員の言うようなことはしておりません。この社員が言うように、残業をさせた代わりに代休を与えれば、時間外労働の時間を減らすといったことができるのでしょうか。

## A：時間外労働と代休は相殺できない

労働基準法で定める時間外労働となる時間は、通常の労働時間制度の場合、1日8時間、週40時間を超えた時間で、日や週ごとに確定されるものです。

そのため、あとで代休を与えたからといって、1ヵ月の時間外労働時間から代休を与えた時間をマイナスすることができるものでなく、時間外労働の事実が変わることはありません。

ここで、代休とは、休日労働や長時間労働をさせた場合に、その代償として他の労働日を休日とするものですが、代休を付与しなければならぬ義務はなく、任意に与えることができます。

しかし、代休を与えた場合にも、その分の残業(時間外労働時間)を減らせることができるものではなく、貴社の社員の方が

以前勤務していた会社で行われていたような取扱いはできません。

## ◆代休+0.25増を支払えば可能なとき

ところで、ご質問のようなケースの場合、割増賃金については、1日8時間、週40時間を超えた時間については1.25倍の割増賃金が必要となりますが、一方で、代休を取得した日については不労であるため、1.0の部分についてマイナスすることは可能です。

したがって、時間外労働の時間と代休を取得した日の時間が同じで、同一の給与計算期間内であれば、結果として0.25部分だけ支払えばよいこととなります。

上記のように、労働時間についてはマイナスすることはできませんが、賃金についてはノーワーク・ノーペイにより、代休といえども不労であれば控除することも可能ですので、そのあたりを混同されているのかもしれませんが。

## <実務の視点>

三六協定の限度時間を順守するために、ご質問のようなことが行われてしまっていると考えます。

時間外労働の時間を代休付与と相殺するようなことはできませんので、三六協定の限度時間を順守できるよう、時間外労働自体を減らしていくような体制に変えていく必要があります。



**●マイナンバーの漏えい・紛失が83件**

個人情報の扱いを監視する第三者機関「個人情報保護委員会」は、年次報告において、マイナンバーの通知が始まった2015年10月から2016年3月末までに、マイナンバーの漏えいや紛失が83件あったと発表した。内訳は、地方自治体57件、民間企業26件。うち2件は1回の漏えいが100人分超となり、委員会規則で定める「重大な事態」に該当した。(5月24日)

**●違法な長時間労働初の企業名公表**

厚生労働省は、違法な長時間労働を繰り返したとして、千葉市の棚卸し代行業者に是正勧告を行ったと発表した。企業名の公表はこれまで労働基準監督署などが書類送検した段階で行われていたが、いわゆる「ブラック企業」対策で、違法な長時間労働を繰り返す大企業については行政指導の段階で名前を公表する新たな基準が昨年5月に設けられていた。同社では4カ所の事業所で計63人が1カ月あたりの法定労働時間を100時間超えて働いていたとして、昨年5月以降、4回の是正勧告を受けていた。(5月19日)

**●「1億総活躍プラン」案決定**

政府は首相官邸で「1億総活躍国民会議」を開き、今後10年間の中期計画「ニッポン1億総活躍プラン」案を決定した。労働分野では、保育・介護の人材確保を目指すための処遇改善や「同一労働同一賃金」の実現、長時間労働の是正に取り組むとし、特に同一労働同一賃金については「躊躇なく法改正の準備を進める」として労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法の3法の一括改正を検討するとしている。(5月18日)

**●労災による死亡者が初めて1,000人下回る**

厚生労働省が「平成27年の労働災害発生状況」を発表し、同年の労働災害による死者数が972人(前年比8%減)となり、1948年の統計開始以来、初めて1,000人を下回ったことがわかった。休業4日以上死傷災害は製造業・建

設業で前年を下回ったが、社会福祉法人や飲食店では増加した。(5月18日)

**●定年後再雇用で同業務「賃下げは違法」**

定年退職後に運送会社に再雇用されたトラック運転手3人が、定年前と同業務にもかかわらず賃金を下げられたのは違法だとして正社員との賃金格差の是正を求めていた訴訟で、東京地裁は、再雇用者の賃金を引き下げる社内規定を、労働契約法20条(期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止)に違反すると判断した。原告側の代理人によると、再雇用後の賃金をめぐり労働契約法違反を認定した判決は初めてという。(5月13日)

**●住民票やマイナンバーカード 旧姓併記可能**

政府は「男女共同参画会議」において、住民票やマイナンバーカードに旧姓を併記できるようにする方針を決めた。5月末にまとめる「女性活躍加速のための重点方針2016」に盛り込むべき重要事項として決定。内閣府によると、政府発行の身分証明書で旧姓併記できるのは、現在はパスポートだけ。(5月13日)

**●妻の月収が増加傾向に**

日本生活協同組合連合会が、1,524世帯を対象に2015年1~12月に行った家計簿調査の結果を発表し、世帯主年齢60歳未満の家庭の妻の収入が約11万1,700円となり、前年比約4,500円増となったことがわかった。2006年(約7万3,300円)からほぼ右肩上がりに増えており、世帯収入に占める割合も15.7%と、5.1ポイント増えた。(5月13日)

**●「メタボ健診」2018年度から新たな方法に**

厚生労働省の専門家検討会が、メタボリック症候群を調べる特定健診について、腹囲が基準値以上かを初めに調べる現在の方法から、高血圧や脂質異常、高血糖といった危険因子を重視する方法に改める方針を決めた。2018年度から実施する方針。(5月11日)